

豊橋市工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づくインフレスライド条項(以下「スライド条項」という。)について、スライド額の算定方法及び発注者と受注者との間における協議等についての運用方法を示すものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 請求日 スライド条項の適用により、請負金額の変更が見込まれる場合に、発注者又は受注者が請負金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)の開始を請求した日
- (2) 基準日 スライド額の算定に当たり基準となる日
- (3) 残工期 基準日における契約工期の残工事期間
- (4) 公共工事設計労務単価 農林水産省及び国土交通省が定める、公共工事の工事費の積算に用いるための単価

(基準日)

第3条 基準日は、請求日とする。ただし、発注者と受注者とが協議して定める場合は、請求日より起算して14日以内の日とすることができるものとする。

(適用対象工事)

第4条 スライド条項の適用対象となる工事は、残工期が2ヶ月以上である工事とする。

(スライド協議の請求)

第5条 スライド協議の開始の請求は、公共工事設計労務単価が変更されてから、次に公共工事設計労務単価が変更されるまでの間にできるものとし、その間における発注者又は受注者からのスライド協議の開始の請求は1回に限るものとする。

2 基準日設定後に公共工事設計労務単価が変更され、かつ、新たに設定する基準日より残工期が2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の開始を請求することができるものとする。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いてスライド協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面により通知するものとする。
- 4 前項において、スライド額に係る変更契約を精算変更契約とあわせて行う場合は、その契約予定時期に合わせて協議開始日を設定するものとする。

(スライド額の算定)

第6条 スライド額は、次の式により算定する。

【増額の場合】

$$S=[P2-P1-(P1\times 1/100)] \quad (\text{ただし、} P1<P2)$$

【減額の場合】

$$S=[P2-P1+(P1\times 1/100)] \quad (\text{ただし、} P1>P2)$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S:スライド額

P1:請負金額から基準日における出来形部分に相応する請負金額を控除した額

P2:変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額
($P=\alpha\times Z$ 、 α :請負比率(落札率)、Z:市積算額)

(その他)

第7条 前条までに定めるもののほか、スライド条項の運用方法については、別添によるものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月14日から施行する。

(別添)

スライド条項の運用について

○対象と対応について

1 対象（公共工事設計労務単価を用いて設計した工事等で全てを満たすもの）

- （１）直近の賃金水準変更日の前日以前に契約済みのもの
- （２）基準日以降の残工期 2 ヶ月以上※
（基準日については下記「○手続きについて」3. を参照）
- （３）契約約款にスライド条項があるもの

2 ※工期別の対応

- （１）現工期の残工期が 2 ヶ月以上あるもの
手続き可能
- （２）現工期の残工期が 2 ヶ月未満だが工期延期予定であるもの
工期延期後手続き可能

○手続きについて（別紙フロー図参照）

1. 【増額の場合】

受注者からの請求（受注者から工事担当課へ請求）

受注者は、請求する場合発注者に提出する。（様式 1， 2）

【減額の場合】

発注者からの請求（工事担当課から受注者へ請求） （様式 1－2）

2. 協議開始日の通知（工事担当課より通知）

- ・発注者は請求を受けてから 7 日以内に協議開始日を通知する。（様式 3）

3. 基準日時点の出来高数量の確認（工事担当課、受注者双方で確認）

- ・基準日＝請求日を基本とし、請求日から 14 日以内に実施。
- ・出来形数量の確認を行って、基準日時点の残工事を確定する。（様式 4）

4. スライド額の算定（工事担当課）

- ・公共単価におけるスライド額の算定を行う。
- ・算定方法について

【増額の場合】

$$\text{スライド額 (S)} = P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100) \quad (\text{ただし、} P1 < P2)$$

【減額の場合】

$$\text{スライド額 (S)} = P2 - P1 + (P1 \times 1 / 100) \quad (\text{ただし、} P1 > P2)$$

P1 : 変動前残工事金額（税込み）

（請負金額から当該請求時の既済部分に相応する請負金額を控除した額）

P2 : 変動後残工事金額（税込み）

（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額）

5. 協議資料の提出・審査（工事担当課提出、契約検査課審査）

- ・スライド額について審査

6. 協議（工事担当課、受注者）

- ・スライド協議開始日から14日以内に協議によりスライド額を決定する。
- ・受注者より技能労働者の賃金上昇、下請業者との請負契約の見直し、資材価格の上昇等について自社方針及び対応金額を提出。（様式5）
発注者は変動額の直接工事費分に相当する額以上の対応を確認する。
- ・発注者の算出したスライド額を伝える。（様式6－2）
受注者よりスライド額の承諾。（様式6－3）
- ・協議が整わない場合は、発注者がスライド額を決定し受注者に通知する。（様式6）

7. 履行確認資料の提出（工事担当課受理、契約検査課審査）（増額の場合のみ）

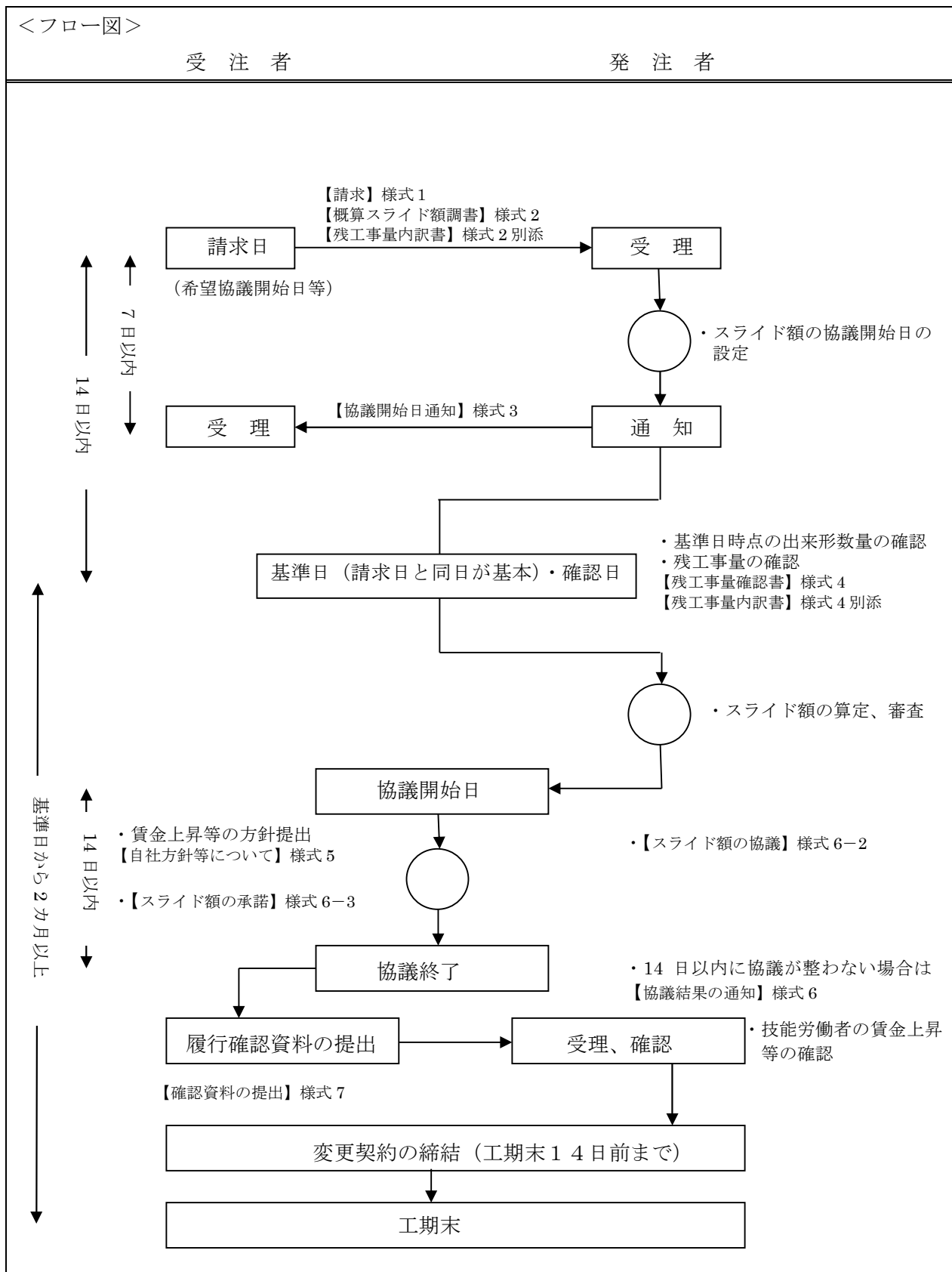
- ・技能労働者の賃金上昇、下請業者との請負契約の見直し、資材価格の上昇が確認できる資料等の提出。（様式7）

8. 請負契約の変更（契約検査課）

9. その他

前項までによるもの以外の事項については、「愛知県公共工事請負契約約款第26条6項（インフレスライド条項）の増額または減額となる場合の運用について」に準拠する。

工事請負契約約款第 25 条第 6 項手続きフロー【増額の場合】



工事請負契約約款第 25 条第 6 項手続きフロー【減額の場合】

